

第 2 0 類

海泡石，こはく，荷役用パレット（金属製のものを除く。），養蜂用巣箱，美容院用椅子，理髪用椅子，プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く。），貯蔵槽類（金属製又は石製のものを除く。），輸送用コンテナ（金属製のものを除く。），カーテン金具，金属代用のプラスチック製締め金具，くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。），座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。），錠（電気式又は金属製のものを除く。），クッション，座布団，まくら，マットレス，木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器，しゅう用枠，ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。），旗ざお，うちわ，扇子，植物の茎支持具，愛玩動物用ベッド，犬小屋，小鳥用巣箱，きゃたつ及びはしご（金属製のものを除く。），郵便受け（金属製又は石製のものを除く。），帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。），買物かご，家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。），ハンガーボード，工具箱（金属製のものを除く。），タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。），家具，屋内用ブラインド，すだれ，装飾用ビーズカーテン，日よけ，風鈴，つい立て，びょうぶ，ベンチ，アドバルーン，木製又はプラスチック製の立て看板，食品見本模型，人工池，葬祭用具，懐中鏡，鏡袋，揺りかご，幼児用歩行器，マネキン人形，洋服飾り型類，スリーピングバッグ，額縁，石こう製彫刻，プラスチック製彫刻，木製彫刻，経木，しだ，竹，竹皮，つる，とう，木皮，あし，い，おにがや，すげ，すさ，麦わら，わら，牙，鯨のひげ，甲殻，人工角，象牙，角，歯，べっこう，骨，さんご

海泡石 こはく

06B01

[第1類 第6類 第14類 第17類 第19類]

荷役用パレット（金属製のものを除く。）

09A03

[第6類 第7類 第12類]

養蜂用巣箱

09A44

美容院用椅子 理髪用椅子

09E25

[第10類 第11類]

プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く。）

09F05

[第6類 第7類 第11類 第17類 第19類]

アングルバルブ 球バルブ コック 自動調整弁 ちょう形バルブ

貯蔵槽類（金属製又は石製のものを除く。）

(09G59・09G60)

液体貯蔵槽 工業用水槽

09G59

[第6類 第19類]

液化ガス貯蔵槽 ガス貯蔵槽

09G60

[第6類]

輸送用コンテナ（金属製のものを除く。）

12A74

[第6類]

カーテン金具 金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。） 座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。） 13C01

[第6類 第11類 第17類 第18類 第26類]

（備考）「カーテン金具 金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。） 座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。）」は、第18類「洋傘金具」、第25類「靴くぎ 靴びょう 靴保護金具」、「げた金具」及び第26類「靴はとめ 靴ひも代用金具」に類似と推定する。

錠（電気式又は金属製のものを除く。）

13C02

[第6類 第14類]

クッション 座布団 まくら マットレス

17C01

[第22類 第24類]

（備考）「まくら マットレス」は、「寝台」に類似と推定する。

木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器 （18C03・18C06・18C09・18C13）

木製の包装用容器 （「コルク製及び木製栓・木製ふた」を除く。）

18C03

折り箱 木箱 たる

竹製の包装用容器

18C06

かご

プラスチック製の包装用容器（「プラスチック製栓及びふた」を除く。） 18C09

[第16類]

コルク製・プラスチック製及び木製の栓 プラスチック製及び木製のふた

18C13

[第6類 第17類 第21類]

ししゅう用枠

19B03

[第8類 第16類 第21類 第26類]

ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。）

19B21

[第6類]

旗ざお

19B22

[第16類 第24類]

うちわ 扇子

19B23

植物の茎支持具

19B32

[第21類]

愛玩動物用ベッド 犬小屋 小鳥用巣箱

1 9 B 3 3

[第18類 第21類 第28類]

きやたつ及びはしご（金属製のものを除く。）

1 9 B 3 4

[第6類]

郵便受け（金属製又は石製のものを除く。）

1 9 B 3 5

[第6類 第19類]

帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。）

1 9 B 3 6

[第6類]

買物かご

1 9 B 4 2

家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。）

1 9 B 4 9

[第6類 第19類]

ハンガーボード

1 9 B 5 1

工具箱（金属製のものを除く。）

1 9 B 5 3

[第6類]

タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。）

19B54

[第6類 第21類]

家具

20A01

[第6類 第14類 第19類]

- 1 たんす類
食器戸棚 茶たんす 洋服たんす
- 2 机類
座卓 事務机 食卓 勉強机 和机
- 3 椅子類
安楽椅子 きょうそく 腰掛け椅子 座椅子 食卓用椅子 長椅子 乳幼児用ハイチェア
- 4 鏡
鏡台 三面鏡台 姿見台 手鏡
- 5 洗面化粧台
- 6 いこう おもちゃ箱 傘立て げた箱 書棚 寝台 宅配ボックス 陳列棚 つり床
長持 文庫 本立て 本箱 マガジンラック ロッカー
(備考) 1「家具」は、「つい立て びょうぶ」及び「ベンチ」に類似と推定する。
2「手鏡」は、「懐中鏡」に類似と推定する。
3「寝台」は、「まくら マットレス」及び第24類「かや 敷布 布団 布団カバー 布団側 まくらカバー 毛布」に類似と推定する。

屋内用ブラインド すだれ 装飾用ビーズカーテン 日よけ

20C01

[第6類 第24類 第27類]

(備考) 「すだれ 日よけ」は、第22類「雨覆い 天幕」に類似と推定する。

風鈴

20C02

[第21類]

つい立て びょうぶ

20C04

(備考) 「つい立て びょうぶ」は、「家具」、第6類「金属製建具」及び第19類「建具（金属製のものを除く。）」に類似と推定する。

ベンチ

20D02

(備考) 「ベンチ」は、「家具」に類似と推定する。

アドバルーン 木製又はプラスチック製の立て看板

20D04

[第6類 第21類]

食品見本模型

20D05

人工池

20D06

葬祭用具

20F01

[第6類 第19類 第21類 第24類 第26類 第31類]

位はい 神棚 骨つぼ さかき立て 三宝 数珠 納棺用品 花立て 棺 仏壇 へいじ みこし 水玉 木魚 輪灯

懐中鏡 鏡袋

21F01

[第3類 第8類 第10類 第18類 第21類 第26類]

(備考) 「懐中鏡」は、「手鏡」に類似と推定する。

揺りかご 幼児用歩行器

2 4 A 0 1

[第9類 第28類]

マネキン人形 洋服飾り型類

2 4 A 0 2

スリーピングバッグ

2 4 C 0 3

[第6類 第8類 第21類 第22類 第28類]

額縁

2 6 B 0 1

[第16類]

石こう製彫刻 プラスチック製彫刻 木製彫刻

2 6 C 0 1

[第6類 第19類]

経木 しだ 竹 竹皮 つる とう 木皮

3 4 E 0 2

[第31類]

あし い おにがや すげ すさ 麦わら わら

3 4 E 0 3

牙 鯨のひげ 甲殻 人工角 象牙 角 歯 べっこう 骨

3 4 E 0 5

さんご

3 4 E 0 6